

## 昭和バス・糸島市コミュニティバス運賃の障がい者割引について

乗車券購入時や運賃支払い時に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。  
糸島市内のバス路線は200円定額運賃です。下表の対象者は100円となります。  
いと・しま号は除く。

障がい者割引の運賃は下表のとおりです。

種別	第1種身体障害者手帳・療育手帳				第2種身体障害者手帳・療育手帳			
	小児(12歳未満)		大人(12歳以上)		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)	
手帳保有者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
普通乗車券 現金								
定期乗車券								

= 5割の障がい者割引適用可

= 3割の障がい者割引適用可(定期乗車券代の3割引)

平成29年4月より『精神障がい者保健福祉手帳』所持者についても『身体障がい手帳』および、『療育手帳』同様、割引適用となります。

精神障がい者割引の運賃は下表のとおりです。

精神障がい者割引		1級		2級		3級	
		本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
定期外	大人	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引
	小児	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引
定期	大人	3割引	3割引	3割引	3割引	3割引	3割引
	小児	-	3割引	-	3割引	-	3割引

### [主な注意事項]

大人・小児、1種・2種に関わらず、介護者が必要と認められる場合は、介護者も割引適用されます。

小児定期乗車券については障がい者割引はありません。

介護者が通学定期券の使用資格者(例：介護者が高校生)であっても、介護者に対して通学定期券は販売しません。